



## 二重投稿（duplicate publication）について （注意喚起）

|       |                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 浜松医科大学小児科学雑誌編集部<br>公開日: 2023-03-07<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者:<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10271/00004285">http://hdl.handle.net/10271/00004285</a>                          |

## 二重投稿 (duplicate publication) について (注意喚起)

近年、同じ内容の論文 (投稿中のもの、受理されたものも含む) を 2 種類 (あるいはそれ以上) の学術雑誌に投稿することが問題となっています。二重投稿は著作権を侵害する非倫理的行為として、雑誌によっては罰則規定を設けているものもあります。

**投稿された論文が以下に該当する場合、二重投稿とみなされます**

1. 言語を問わず、すでに他誌に発表されたか、あるいは他誌に投稿中の論文と内容が本質的に同一である、または内容に大幅な重複が認められる場合。

※先行論文に対して「新たな知見の追加」が認められない場合に「内容の大幅な重複」と判断する。

2. 投稿された論文のデータや図表等の一部が既に他誌に発表されているにもかかわらず、既報の論文を引用していない場合。

**以下の場合には二重投稿とはみなされません**

1. 政府が命じた調査や国民の健康衛生上早急に公表されねばならない情報で、公的機関や他の学協会から掲載を依頼され、編集委員会が認めたもの。
2. 学会発表の抄録あるいはポスターとして発表されたもので、完全な論文の形ではなく、要旨集・抄録集のような媒体に掲載されているもの。

※この場合、本文中にその旨を記入することが望ましい (例: 本論文の要旨は第〇回〇〇学会にて発表した)。

3. 極めて限られた読者を対象とした刊行物 (例: 院内ニュースレターなど) に掲載された論文。

浜松医科大学小児科学雑誌では、査読の時点で違反が認められた場合、掲載不可 (reject) といたします。また、既に掲載された論文について二重投稿であることが判明した場合は、編集委員会で審議の上、当該論文掲載を撤回させていただきます。

本誌への投稿のみならず他誌に投稿される場合も、二重投稿にならないよう留意して下さい。

著者は論文投稿に際し、論文の一部が他誌に掲載予定あるいは掲載されている場合は、そのコピーを投稿論文とともに提出し、査読を受けて下さい。

査読担当者は、査読に際して二重投稿が疑われる論文を発見した場合、速やかに編集委員会に報告して下さい。